

るときは、何ともなき料理法なれど、石井式教授法の筆記として見る時は、なにかかことなるところあるべし

## 婦人と親族法

太田英隆

### 第二節 親族の區別

親族の區別は何人に限らず是非之れを知りてく  
の必要あるを以て、稍詳しく説明しますから、複  
雑で了解し難いですが、少しく注意してお読み  
下さらば解し得られませう、

#### 第一、血族

血族と云ひますのは、血統が共同の始祖から出  
て相連結してゐる者を云ひます。血族を親族と申  
しますのは申すまでもないやうですが、若し血の

連結してゐるの故を以て、無限に親族としたなら  
ば、路傍の他人に等しき者までも親族とせねばな  
らないやうになりますから、之れを六親等と限つ  
てあります、之れ普通人類の情義を斟酌し併せて  
古來の習慣を參酌したもので最も適當だと言はね  
ばなりません。

血族を直系と傍系との二つとなすことが出來ま  
す。直系とは共同の祖から一直線に下降するも  
ので、即ち祖父母、父母、子孫などは之れであり  
ます。傍系とは共同の祖から出るのは前者と  
同一ですが、一直線に下らない者で、例へば伯叔  
父母、兄弟、姉妹、從兄弟、甥姪のやうな者であ  
ります。

#### 第二、偶配者

配偶者と云ひますのは、正當の結婚で生じた夫

夫婦の關係を云ひます。それで夫婦の一方は、互に他の一方を指して配偶者と云へませう。この關係は、法律で定めてある手續をせなければ、近隣の人や親族の人が夫婦と認めても、實際の夫婦とは申されません。この手續きは后で詳しく申します。戸籍上の登記をすればよいのです。人によりますと、妾を蓄へるものがありますが、我民法は一夫一婦主義でありますから、幾人妾があつても之れ等は偶配者とは云へません。

### 第三、姻族

婚姻に因つて夫婦の一方と其配偶者の血族との間に生ずる關係を稱して姻族と云ふのであります。即ち妻の父母兄弟は夫の姻族で、又夫の父母兄弟は妻の姻族であります。血族關係は自然的のもので姻族關係は人爲的であります。何故かと申

しますと、血統の連絡は造化自然の作用に係りますが姻族關係は婚姻と云ふ人的作用に基くからであります。

姻族は血族より見れば、親疎の度に於て自然薄いのは免がれざる所でありますから、之れを以て、舊民法のやうに血族關係と全然全一と見做すのは、餘り擴張に過ぐるの嫌があります。それで民法第七百二十五條で、姻族は三親等内と制限したのであります。

### 第一款、準血族

準血族と云ふのは、元血族の連絡のない者に、法律がある原因の爲めに血族と同一の親族關係を生ぜしめたものであります。又之れを、法律で定めた血族だから法定の血族とも稱します

(イ) 養子と養親及び其血族

養子は元來養親との間に天然の血族があるではありませんが、法律が特に血族に準じたものであります。それでありませうから、養子は縁組の日から養親の實子全様となつて、養家親族の一員となるのであります。斯に言ふ所の養子とは、養男養女を總稱しまして、養親と言ひますのは、養父養母を包含しますし、養親の血族と言ひますのは、養親の自然の血族それから準血族をも言ひます。それで養子と養親の父母とは、祖父母と孫の關係でありまして、養親の兄弟姉妹とは、伯叔父母の關係を生じ、又養親の他の養子とは、兄弟姉妹の關係を生じます。

(ロ) 繼父母と繼子

繼父母と繼子とは、天然の血縁ではありませう、父母の一方が死亡しましたか、若くば離婚に因り

まして、更に婚姻をしました時、實父若くば實母の配偶者と、實母若くば實父の子との關係を繼父母繼子と云ふのであります。

この繼親子の如何なるものであるやは、法律上に明かに定めてありませうから、その標準を求めののが甚だ困難であります。法律家が、親族法を研究して一番閉口するいは、この繼親子の關係であります。従つて皆さんも實地問題として、囁か困の方もあつたであります。若し左のやうな例があつたら、皆さんの考へでは如何に決定しますか。

こゝに例へば田村正雄と云ふ人があつて、おなみと云ふ婦人を妻に嫁つたとしなさい、さうしてこの夫婦間に三人の子が出来まして、長女は他に嫁に往き、次子は既に一家を創立して、三

子が未だ後に残つてゐるのです。この時母のみと云ふのは病氣で死んで、後妻としてお定と云ふ婦人を、父が娶つたとします。この場合に於て後に残つてゐる三子は、後妻お定が継子と云ふ事は出来るが、先に他家に入りし長子及次子は継子と云ふことが出来るか、皆さんは何と御考へですか、こんな問題は、實際に起ることで研究しておく必要がないでもありません。法律上では、繼父母継子の關係に就いて、明文がありませんので、人々の判斷次第であります。繼が、一の原則とも言ふべきものがあります。親子の關係が出来るには、

- (一) 繼親子が同居すること
- (二) 前婚後婚のありたること

右の要素が缺けたときには、繼父子の關係は生

四十二

じないことになります。前の例で申せば、長子と次子は、後母たるお定と繼親子にならぬことになりませう。何故かと言ふと、(一)の場合たる前婚後婚はありますが、(二)の同居が缺けてゐます。多くの學者はさう解釋してをります。現に私が教を受けた先生と其解釋です。併し私は之れに服することは出来ないであります。貴女方も法律問題としないで、實地問題として考へて御覽なさい、右の結論によりますと變なことになるませう。現に全じ兄弟でありながら、他に往つたからとて、長子次子は継子でなく、家にある三子のみ継子だと云ふのは甚だ不條理と言はねばなりません。それで私は、この場合でも、繼父子の關係は生ずるので、此の要素はこの時には例外として解するがよいと思ひま

す。

(八) 嫡母と庶子

民法第七百二十八條に、嫡母と庶子との間に於ても亦親子間に於けると同様の親族關係を生ずるとありませう。嫡母と庶子との間柄を解し易いために例を擧げて申しませう。

甲乙の男女が私通しまして、其女に子が出来たとせば、之れを私生子と云ひます。この時に男の方が、之れは私の産ませた子であると云つて認知届を戸籍吏に差出しますと、其子は私生子の名を變じて、こゝに庶子と言はれるのであります。

この嫡母と言ふ語は、常に庶子に向つて用ひるので、民法上單に母と申します時は、私生系統の母を指すことがありませうので、之れを區別する爲め

に、特に父の正妻を指して嫡母と云ひます。

フレーベル會俳句端書集

一、課題 當季雜吟一人十句以下

一、締切 五月二十五日限り

一、披露 明治三十八年七月發行本誌文苑欄

一、賞品 天地人三座には美景を呈す

一、撰者 當分本會の撰とす

一、投稿 本誌購讀者は何人にも投稿する事を得用紙は繪葉書に限り(眞筆刷物隨意)住所氏名雅號を明記し必らず左の名宛にて送らるべし

埼玉縣入間郡芳野村

フレーベル會俳句掛

鹽野奇零宛